

274-0075

千葉県船橋市滝台町107-48  
第17中央ビル207

秋葉琢也税理士事務所

秋葉 琢也様

第 [ ] 号  
令和 6 年 [ ] 月 [ ] 日

中野 税務署長  
財務事務官

中村 竜司



### 意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（法人税、地方法人税、消費税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

### 記

納税者名 株式会社 [ ]

納税地 東京都中野区 [ ]

担当者 [ ]

電話 03 - [ ]

内線 ( [ ] )